

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減させるための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

〈いっしん〉では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合にはお客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

〈いっしん〉が扱う担保には、〈いっしん〉預金積金、有価証券、不動産等、保証には、信用保証協会保証、保証会社保証、人的保証などがあります。その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱規程」及び「担保物評価基準」などにより適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。また、お客さまが期限の利益を失われる場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺をする場合がありますが、金庫が定める事務取扱規程や各種約定書に基づき適切な取扱いに努めています。保有有価証券における保証には、日本国政府と地方公共団体があります。

なお、信用リスク削減手法の適用にともなう信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

(单位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,357	9,007	27,624	28,281	—	—

(注)1. <にっしん>は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクが削減された額は、記載していません。

お客さまの外国為替取引などに係るリスクヘッジにお応えするため、為替先物予約取引を取扱っております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(单位:百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	BSカレントエクスポージャー方式	BSカレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	9	19
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	17	30	17	30
（i）外国為替関連取引	17	30	17	30
（ii）金利関連取引	—	—	—	—
（iii）金関連取引	—	—	—	—
（iv）株式関連取引	—	—	—	—
（v）貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
（vi）その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（vii）クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	17	30	17	30

	2024年度	2025年度
担保の種類別の額	—	—

	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

☒ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

☐ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。